

証券コード 2914

2012年6月22日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 小 泉 光 臣

第27回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第27回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第27期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（自 2011年4月1日 至 2012年3月31日）計算書類の内容報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき、6,000円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、単元未満株式の権利に関する規定を新設することに伴う変更として、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更の効力発生日は、2012年7月1日となります。

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、4、000万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、80億株とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (3) <u>次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。
第7条～第31条 (条文省略)	第10条～第34条 (現行どおり)

(注) 上記変更後の欄に記載の第6条及び第7条につきましては、2012年4月13日の取締役会において決議しており、2012年7月1日を効力発生日としております。

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり取締役に木村宏、小泉光臣、新貝康司、大久保憲朗、佐伯明、宮崎秀樹、岩井睦雄、岡素之、幸田真音の9氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に中村太氏が選任され、就任いたしました。

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案 剰余金の配当の件

本件は、否決されました。

第6号議案 自己株式の取得の件

本件は、否決されました。

第7号議案 定款一部変更の件

本件は、否決されました。

第8号議案 自己株式の消却の件

本件は、第7号議案の承認可決が前提となっておりますが、第7号議案が否決されたため、議案として取り上げておりません。

以上

付 記

1. 前記第1号、第2号、第3号及び第4号議案の決議、並びに2012年4月13日の取締役会における定款の一部変更の決議は、2012年6月22日付をもって日本たばこ産業株式会社法による財務大臣の認可を受けました。
2. 本定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役及び役付取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

取締役会長	木村 宏
代表取締役社長	小泉 光臣
代表取締役副社長	新貝 康司
代表取締役副社長	大久保 憲朗
代表取締役副社長	佐伯 明
取締役副社長	宮崎 秀樹

3. 本定時株主総会終了後の監査役会において、中村太氏が常勤監査役に選定され、就任いたしました。

第27期期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定の方には、「第27期期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. その他の方には、「第27期期末配当金領収証」及び「第27期期末配当金計算書」を同封いたしましたので、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局でお早めにお受け取りください。

株主優待商品発送について

2012年3月31日現在、当社株式1株以上保有の株主様に、「株主優待のご案内」と「株主様ご優待申込書（ハガキ）」を「第27回定時株主総会招集ご通知」に同封し、5月31日に発送させていただきました。

「株主様ご優待申込書（ハガキ）」に必要事項をもれなくご記入のうえ、お申し込み期限（6月21日）までにお申し込みいただいている場合は、7月下旬に優待商品をお届けいたします。なお、お申し込み期限を過ぎている場合や、お申し込みいただけなかった場合は、「飲料詰め合せセット」をお届けさせていただきます。8月中旬になりましても優待商品がお手元に届かない株主様につきましては、お手数ですが、下記までご連絡ください。

株主優待商品発送等のお問い合わせ先

JT株主優待事務局

商品発送代行：株式会社ジェイティクリエティブサービス

フリーダイヤル 0120-791-187

受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日を除く